



平成 28 年 1 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社 東京ソワール
代表者名 取締役社長 村越眞二
(コード番号 8040 東証第 2 部)
問合せ先 取締役執行役員管理本部長 宮本幸三
(TEL. 03 - 5474 - 6617)

厚生年金基金の解散決議に関するお知らせ

当社が加入する「東京アパレル厚生年金基金」(総合型)は、平成 26 年 4 月 24 日開催の代議員会において特例解散の方針を決議し、その旨を平成 26 年 4 月 30 日付けで開示しております。また、平成 27 年 9 月 16 日開催の代議員会においては、平成 26 年度の事業概況及び財政検証結果を受け解散認可想定時の収支を確認したところ、代行割れを回避できる見込みとなったことから、解散の種類を「特例解散」から「通常解散」に変更することを決議し、その旨を平成 27 年 9 月 18 日付けで開示しておりました。

このたび、事業主、加入員、労働組合の同意要件を満たし、国の記録と基金記録の整備の状態が認可申請可能な水準に達したことから、平成 28 年 1 月 26 日開催の代議員会において、同基金の解散を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 解散の理由

同基金の成熟度（加入員に対する受給権者の割合）は非常に高く、平成 25 年 4 月 1 日「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、同基金が存続基準を満たすには大幅な掛金引上げが必要となり、加入企業の経営や雇用に影響を及ぼすことが懸念される状況となりました。このため、当該掛金を負担することは困難であると判断し、「解散」の選択肢しか残されていないことから、平成 28 年 1 月 26 日開催の代議員会で、同基金の解散を決議いたしました。

2. 解散に伴う費用の発生と業績に与える影響

同基金は、代行割れを回避し、年金資産が最低責任準備金を上回り残余財産の発生が見込まれることから、業績に与える影響はない見込みです。

3. 解散認可の時期

同基金は、これにより解散認可の申請を行い、平成 28 年 3 月末を目処に解散が認可される予定です。

以 上